附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。ただし、別表（第３条関係）の変更規定は、同年３月26日から適用する。

2　変更後の第27条第１項、第３項及び第４項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

3　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の附則第３条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

4　変更後の附則第３条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合における同号の規定の適用については、同号の規定中「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、同号の規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等が行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、同号の規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

5　変更後の附則第３条第１項第２号及び第３号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等が行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

6　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第２号

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理審議会委員について、委員となることを承諾した者は下記のとおりであるので、昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行規程（平成25年１月24日国土交通省告示第63号）第９条第１項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年４月 26 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　宅地の所有者で委員となることを承諾した者
氏　名
財務省
法務省

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　中国建設弘済会厚生年金基金
2．事務所の所在地　広島県広島市中区八丁堀15番10号
3．設立事業所の名称及び所在地　一般社団法人中国建設弘済会　広島県広島市中区
4．解散の理由　厚生年金保険法第145条第２項による。
5．解散認可年月日　平成25年４月17日

平成 25 年４月 26 日
広島県広島市中区八丁堀15番10号
中国建設弘済会厚生年金基金
理事長　田中　雅次

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　小金　勝秀
2．住所　広島県広島市東区戸坂千足一丁目11番31―602号

平成 25 年４月 26 日
中国建設弘済会厚生年金基金
理事長　田中　雅次

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　田中貴金属工業企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都千代田区丸の内２丁目７番３号
3．理事長の氏名及び住所　堀江　　隆　東京都千代田区丸の内２丁目７番３号
4．実施事業所の名称及び所在地　田中貴金属工業株式会社　東京都千代田区、田中貴金属ジュエリー株式会社　東京都中央区、田中電子工業株式会社　東京都千代田区、日本エレクトロプレイテイング・エンジニヤース株式会社　東京都千代田区、田中貴金属インターナショナル株式会社　東京都千代田区、田中貴金属販売株式会社　東京都千代田区、田中貴金属ビジネスサービス株式会社　東京都千代田区、ＴＡＮＡＫＡホールディングス株式会社　東京都千代田区
5．設立認可年月日　平成25年３月31日
6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　田中貴金属工業厚生年金基金　東京都千代田区丸の内２丁目７番３号

平成 25 年４月 26 日
東京都千代田区丸の内２丁目７番３号
田中貴金属工業企業年金基金
理事長　堀江　　隆

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　電興企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都中央区八重洲二丁目11番２号
3．理事長の氏名及び住所　笠井　克昭　神奈川県海老名市東柏ケ谷４―26―１―506
4．実施事業所の名称及び所在地　電気興業株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号、株式会社デンコー　埼玉県川越市芳野台二丁目８番76号、電興健康保険組合　東京都中央区八重洲二丁目11番２号、電興企業年金基金　東京都中央区八重洲二丁目11番２号、フコク電興株式会社　福岡県福岡市博多区山王一丁目15番８号、株式会社ディーケーシー　埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目１番１号、株式会社電興製作所　栃木県鹿沼市茂呂637番地１、高周波工業株式会社　神奈川県愛甲郡愛川町中津4052番地の１、デンコーテクノヒート株式会社　愛知県刈谷市半城土町大組15番地
5．設立認可年月日　平成25年４月１日
6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　電興厚生年金基金　東京都中央区八重洲二丁目11番２号

平成 25 年４月 26 日
東京都中央区八重洲二丁目11番２号
電興企業年金基金
理事長　笠井　克昭

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　伊藤忠連合企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都中央区日本橋大伝馬町14番１号
3．理事長の氏名及び住所　横田　　昭　東京都世田谷区深沢２－６－６
4．実施事業所の名称及び所在地　苫小牧熱供給㈱　北海道苫小牧市、アイ・ティー・エスファーム㈱　東北事業所　岩手県胆沢郡、アイ・ティー・エスファーム㈱　千葉県旭市、ダイライト㈱　茨城県龍ヶ崎市、千葉グレーンセ